



2025年7月14日

各 位

会 社 名 協 立 情 報 通 信 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 佐 々 木 修
(コード：3670 東証スタンダード・名証メイン)
問 い 合 わ せ 先 総 務 課 長 代 行 茂 田 敏 朗
(電 話 0 3 - 3 4 3 4 - 3 1 4 1)

コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組みについて

2024年6月25日付で更新させていただきました「改訂コーポレートガバナンス・コード」の各原則に対する当社の取り組みの状況及び取り組みの方針（2021年12月15日付で東京証券取引所へ開示）について、最新の内容に更新させていただきましたのでお知らせいたします。

詳細は添付のとおりになりますが、当社ホームページ「コーポレートガバナンス」にも掲載しております。

<https://www.kccnet.co.jp/ir/governance.html>

以上

コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取組みについて

当社は、「知と情報の新結合は社会と企業の繁栄をもたらす源である 我が社は経営情報ソリューションにおいて比類なき利用性・安全性・創造性を追求し 以て顧客の発展並びに社員の進化・充実を図り 永遠の誇り有る活動を推進する」という経営理念のもと、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めております。

また、実効性のある企業統治を図るため、コーポレートガバナンスの充実が経営の重要事項の一つであると認識しております。この認識のもと、健全かつ効率的で透明性のある経営体制及び内部統制システムを整備・構築することが、経営の最重要課題の一つであると位置づけており、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる体制や仕組みを整備することで、企業価値の向上を図り、株主、取引先、従業員および地域社会などのステークホルダーとの信頼関係の構築に努めております。

上記を踏まえ、当社におけるコーポレートガバナンス・コードの各原則に対する取組み状況や方針につきましては、以下のとおりになります。

第 1 章 株主の権利・平等性の確保

【基本原則 1】

Comply

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

- (1) 当社は、金融商品取引法等の関連法令および東京証券取引所の定める上場規則を遵守しつつ、全てのステークホルダーに対して、的確な情報を迅速かつ公平に開示することに努めております。
- (2) 適時開示に該当しないその他の情報についても、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するために速やかな情報開示に努めてまいります。

【原則 1－1. 株主の権利の確保】

Comply

上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

当社は、株主総会における議決権をはじめとする実質的な権利行使のため、議決権行使や対話促進の環境整備に努めております。

【補充原則 1－1 ①】

Comply

取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うべきである。

当社は、株主総会における株主の議決権行使の結果を真摯に受け止め、反対票が15%以上であった場合は、その要因を分析し、必要に応じて対話を実施しつつ経営に活かせる様に努めております。

【補充原則 1－1 ②】

Comply

上場会社は、総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。

- (1) 当社は、迅速で合理的な経営判断を行うため、総会決議事項の一部を取締役に委任しております。
- (2) 今後、さらに委任することが有効と判断される事項につきましては、取締役会におけるコーポレートガバナンスに関する体制を考慮したうえで提案を検討してまいります。

【補充原則 1－1③】**Comply**

上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、全ての株主の権利が平等に確保されるよう、少数株主を含め権利行使に対して十分な配慮を行っております。

【原則 1－2. 株主総会における権利行使】**Comply**

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

当社は、株主総会は株主の意思が適切に反映され、また重要事項を決定する株主との建設的な対話の場であると認識しており、招集通知のHP公開等、議決権行使がしやすい環境整備に努めております。

【補充原則 1－2①】**Comply**

上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。

株主に対して株主総会における適切な判断の一助に資するため、分かりやすい説明・表記を心がけるとともに、当社に関する最新情報や履歴が参照できるよう招集通知、有価証券報告書、決算短信、決算説明会資料など過去数年分の資料を当社ホームページに掲載しております。

URL：<https://www.kccnet.co.jp/ir/data.html>

【補充原則 1－2②】

Comply

上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

株主の十分な検討期間を確保するため、株主総会開催日の3週間前の発送を心がけるとともに、招集通知発送前の2営業日前に当社ホームページにて公開しております。

【補充原則 1－2③】

Comply

上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

- (1) 多くの株主が出席しやすいよう、株主総会集中日の開催を避けた日程の設定を行っており、2025年は6月24日に開催しております。引き続き、集中日を極力避けるよう努めてまいります。
- (2) 建設的な対話の充実や正確な情報提供等の観点を十分考慮した株主総会関連の日程の適切な設定に努めてまいります。

【補充原則 1－2④】

Explain

上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。

特に、プライム市場上場会社は、少なくとも機関投資家向けに議決権電子行使プラットフォームを利用可能とすべきである。

当社の株主における海外投資家の比率は10%未満と相対的に低いと考えており、今後20%以上となった時点で、議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知等の英訳を進めてまいります。

【補充原則 1－2⑤】**Comply**

信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

信託銀行等の名義で株式を保有するいわゆる実質株主が、株主総会において自ら株主権の行使を希望する場合には、実質株主であることの証明や事前の議決権行使状況の証明等、あらかじめ株主総会日の前営業日までに所定の手続きを経た場合に傍聴者としての入場を認めております。

【原則 1－3. 資本政策の基本的な方針】**Comply**

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

- (1) 持続的な成長と収益性の向上による企業価値向上を追求するとともに、財務基盤の強化に努め、バランスのとれた資本政策により、ROEの向上に取り組んでまいります。
- (2) 株主との中長期的なパートナーシップの構築を目指し、配当性向30～40%を目途に安定的な配当と持続的な企業価値向上による株主還元に努めてまいります。

【原則 1－4. 政策保有株式】**Comply**

上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行うべきである。

- (1) 当社は、当社との取引や協業などの事業運営上必要と判断した会社の株式について、取締役会において保有の合理性が認められた際に政策保有株式として保有いたします。
- (2) 個別銘柄ごとに保有の必要性や、政策保有株式から得られるリターンを検証するなど資本コストの観点等を総合的に評価したうえで、保有の合理性が認められない場合には売却いたします。

- (3) 議決権行使にあたっては、当社の利益に資することを前提に、取引先の中長期的な企業価値向上への貢献等、様々な観点から検討を行ったうえで、賛否を総合的に判断いたします。

【補充原則 1 - 4 ①】

Comply

上場会社は、自社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げるべきではない。

当社の株式を保有する政策保有株主から株式売却の意向が示された場合、その意向に沿うように適切に対応してまいります。

【補充原則 1 - 4 ②】

Comply

上場会社は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引を行うべきではない。

- (1) 当社は会社や株主共同の利益を害することが無いよう、政策保有株主との取引においても経済合理性を十分に検証し実施しております。
- (2) 当該株主との取引が正当性、公正性の観点から経済合理性が乏しいと判断した場合は、これまでの取引関係や将来の見通しなどを総合的に勘案のうえ、当該株主との対話を経て取引の縮減等を進めてまいります。

【原則 1 - 5. いわゆる買収防衛策】

Comply

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

- (1) 現在具体的な買収防衛策の導入はございません。
- (2) 当社は株主の負託に応えるべく、持続的な成長と企業価値の向上を実現させることを最重要課題と認識しており、企業価値を向上させることが不公正な買収への対応策と考え

ております。

- (3) 万一、不公正な買収行為がなされた場合は、当社取締役会の意見等を開示するとともに諸法令の許容範囲で対策を講じてまいります。

【補充原則 1－5 ①】

Comply

上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。

- (1) 当社株式が公開買付けに付された場合には、株主の皆様が適切に判断できるよう、必要な情報と十分な時間の確保に努めてまいります。
- (2) 公開買付者に対して、十分な資料提供をするように所定の手順をふむことを求めるとともに、その目的や経営戦略等を質問してまいります。
- (3) 当該買付者による提案に対して、経営陣が保身を図ることなく、取締役会としての適切な考え方を株主に十分説明してまいります。

【原則 1－6. 株主の利益を害する可能性のある資本政策】

Comply

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策に関しては、既存株主を不当に害することがないよう、取締役会・監査役は、必要性・合理性を十分に検討するとともに、適切な手続きの確保と株主総会等での十分な説明、並びに適切な開示に努めてまいります。

【原則 1－7. 関連当事者間の取引】

Comply

上場会社がその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

当社は、株主の利益を保護するため、取締役が利益相反となる一定の条件を満たす取引を行う場合は、取締役会の承認を得ること、ならびに取引の経過について取締役会へ報告する旨、取締役会規程で定めており、取締役会は法令および規程に従い、適切に監督しております。

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【基本原則 2】

Comply

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

- (1) 当社は、企業の「情報をつくる、未来をひらく。」をコンセプトとして、「企業の健全な活動と発展に必要不可欠な情報」とする「経営情報」の考え方をベースに事業展開を行っております。
- (2) このコンセプトのもと、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする、当社に関わる様々なステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しております。
- (3) ステークホルダーとの協働を実践するため、「企業論理綱領」においてステークホルダーの立場を尊重するとともに、当社の行動規範を定めるほか、適宜、社長をはじめとする経営陣が先頭に立って、自らの言葉で全社員へ直接説明を行う全社朝礼を開催し、ステークホルダーの権利・立場や企業倫理を尊重する企業風土の醸成に努めております。

【原則 2 - 1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】

Comply

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

- (1) 当社は、知と情報の新結合は社会と企業の繁栄をもたらす源であり、当社は経営情報ソリューションにおいて比類なき利用性・安全性・創造性を追求し、もって顧客の発展に寄与する活動の推進を経営理念としております。
- (2) この理念のもと、当社の企業価値の向上にとどまらず、様々なステークホルダーのさらなる成長・発展のため、情報を活用するためのサービスを、未来に向かって日々創造することを目指し、自らを磨いております。

【原則 2 - 2. 会社の行動準則の策定・実践】

Comply

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

- (1) 当社では、当社の企業価値の向上にとどまらず、様々なステークホルダーのさらなる成長・発展を目指した経営理念の推進にあたり、「基本方針」「基本理念」と社員各人が組織の一員として同じ土俵に立ち、同じ目的に向かい、考えを同じくして行動する指針としての「社是」を定めております。
- (2) この方針や理念の理解と浸透を促進するために、手引きとしてのハンドブックを作成し、当社の会社の役員及び社員に配布しております。

【補充原則 2 - 2 ①】

Comply

取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

適宜開催する全社員参加の全社朝礼と全社方針発表会等において、社長をはじめとする経営陣が直接説明・確認を行い、全社員への企業文化・風土の浸透をはかっております。

【原則 2－3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

Comply

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

- (1) 当社では、「環境方針」「基本理念」を定め、企業活動が環境に与える影響を確実に捉え、活動、製品、サービスの各段階で環境配慮製品・サービスを優先的に調達すると共に、継続的改善を行い、環境パフォーマンス向上を目指しております。
- (2) また、環境配慮型製品の推奨・拡販を通じ、お客様のニーズを踏まえた最適な選択肢を提案することで、環境保全活動を推進しております。

【補充原則 2－3 ①】

Comply

取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべきである。

○サステナビリティの基本方針

(1) 当社は

「知と情報の新結合は社会と企業の繁栄をもたらす源である

我が社は経営情報ソリューションにおいて比類なき利用性・安全性・創造性を追求し

以て顧客の発展並びに社員の進化・充実を図り永遠の誇りある活動を推進する」

という経営理念のもと、すべてのステークホルダーに配慮した事業活動を推進することにより、持続的な成長の実現を目指します。

- (2) 当社の持続的な成長を支えるため、下記サステナビリティを巡る課題を重要課題（マテリアリティ）として認識し、課題対応に取り組むことで顧客の発展に貢献するとともに、社会の持続的な成長を目指してまいります。

○サステナビリティの重要課題（マテリアリティ）

- (1) 企業統治：株主の権利を尊重し、経営の公平性・透明性を確保した統治環境の強化に取り組めます。
- (2) 顧客満足度：当社の顧客へ貢献するべく、誠実、迅速、的確、先進性を踏まえた問題解決を実現することで、顧客満足度の更なる向上に取り組めます。

- (3) 環境：法令を遵守し、環境に配慮した製品の選定とご提供により、環境汚染防止、リサイクル性向上など、より住み良い社会環境の構築と地球環境保護に貢献してまいります。
- (4) 人材：性別、国籍、職歴等に捕らわれない、多様な人材の活躍とダイバーシティの推進に取り組みます。

サステナビリティを巡る課題については取締役会にて重要度の高いテーマより、方針、目標、施策について多角的な視点で検討をおこない、また、定期的に議題に取り上げ、報告・審議を通し推進してまいります。

【原則 2－4．女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

Comply

上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

- (1) 当社は、様々な視点や価値観を持つ従業員の存在が、当社の成長を支える重要な存在であるとの認識のもと、最大限の能力を発揮できる職場環境や企業風土の醸成に努めております。
- (2) 現在、女性役員はおりませんが、女性社員は全社員の約36%を占めるなど採用・昇進に関して性別による区別なく、能力や成果に応じた評価を行っております。また、産休・育休・介護休業制度や短時間勤務制度を導入するなど、女性の活躍促進を含め、多様性の確保を推進しております。

【補充原則 2－4 ①】

Explain

上場会社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示すべきである。

また、中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針をその実施状況と併せて開示すべきである。

- (1) 当社は、多様性の確保が企業の成長を支える重要なものであるとの認識のもと、女性・外国人・中途採用者によらず幅広い人材採用に努めておりますが、人材登用は、時宜を得て当人の理解のもと行う必要があり、測定可能な数値目標を定めるには至っておりません。
- (2) 多様性のある人材育成の推進として、eラーニング環境の整備、ジョブローテーションを導入しており、これにより知識の向上と社内コミュニケーションの強化を図り、従業員が能力

を十分に発揮できるよう環境整備に努めております。

【原則 2－5．内部通報】

Comply

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

- (1) 当社は、法令及び定款を遵守し、高い倫理観をもって行動するよう「企業倫理綱領」「企業行動規範」「コンプライアンス規程」を定め、リスク・コンプライアンス委員会を定期的に開催して、法令違反を未然に防ぐなど、コンプライアンスの実効性の向上に取り組んでおります。
- (2) 「公益通報者保護規程」による通報者保護のもと、コンプライアンスに係る申告等に応じる窓口を設置し、法令違反行為やその恐れのある事実の早期発見を目指した内部通報に係る適切な体制整備を行っております。

【補充原則 2－5①】

Comply

上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止に関する規律を整備すべきである。

当社は内部通報を行ったことを理由に当該報告者が不利益な取扱いを受けないように「公益通報者保護規程」にて通報者を保護するとともに、経営陣から独立した窓口として「コンプライアンスヘルプライン」を設け、監査役及び、顧問弁護士へのホットラインを設置しております。

【原則 2－6．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

Explain

上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。

当社は、現在、企業年金に係る制度の導入に至っておりませんので該当事項はございません。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【基本原則 3】

Comply

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

当社は、適切かつ信頼性のある企業情報開示を重要な経営課題の一つと考え、全てのステークホルダーからの理解と信頼を得るために必要不可欠であると認識しており、法令や証券取引所規則に基づく開示はもとより、ステークホルダーにとって重要と判断される情報についても積極的な開示に努めております。

【原則 3 - 1. 情報開示の充実】

Comply

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、

(本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、) 以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- (i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
- (ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- (iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (v) 取締役会が上記 (iv) を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

- (i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社の経営理念等はホームページにて公開しております。

URL : <https://www.kccnet.co.jp/message/>

- (ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、当社ホームページ、「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」にて開示しております。

URL : <https://www.kccnet.co.jp/ir/governance.html>

- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役報酬は、「取締役報酬等決定基準」に基づき、役付、会社業績、前事業年度の業務執行及び当事業年度の役割期待等を勘案し、2011年5月27日開催の第46期定時株主総会で承認された報酬限度額年額 1 0 0 百万円の範囲内にて取締役会により一任された代表取締役社長が支給額を決定のうえ、支給しております。

- (iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

- (1) 経営幹部の選任と取締役・監査役候補の指名に当たっては、役割に応じた必要な知見、専門知識、職歴、能力、人格等を備えているかを考慮し、また、当社の事業及び業務内容に関する豊富な経験と幅広い知識を有しているかを勘案し、最も適任と考えられる人物を取締役会決議により、選定しています。また、社外取締役については、加えて中立かつ公正な客観的見地から当社経営陣に対して経営監督機能を果たせるかということも考慮しています。

- (2) 取締役の指名については、基本方針に即し、取締役会にて株主総会に提出する選任議案の決議を行っています。
- (3) 監査役候補については、法律または財務および会計に関する相当程度の識見および経験を有している者であることを指名にあたっての方針とし、監査役会の同意を経たうえで、取締役会において十分検討を行い、株主総会に提出する選任議案の決議を行っております。
- (4) 経営陣幹部の選解任については、上記の選定に対する条件及び役職、在任期間中の業績と成果等を勘案して取締役会において総合的に判断します。

(v) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

株主総会関連情報の「定時株主総会招集ご通知」をご参照ください。

URL : <https://www.kccnet.co.jp/ir/data6.html>

【補充原則 3 - 1 ①】

Comply

上記の情報の開示（法令に基づく開示を含む）に当たって、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。

当社は、適切かつ信頼性のある企業情報開示を重要な経営課題の一つと考え、全てのステークホルダーからの理解と信頼を得るために必要不可欠であるとの認識のもと、開示情報は分かりやすい具体的な記述を行うとともに、付加価値の高い内容となるよう努めております。

【補充原則 3 - 1 ②】

Explain

上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

特に、プライム市場上場会社は、開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべきである。

当社の株主における海外投資家の比率は10%未満と相対的に低いと考えており、今後20%以上となった時点で、招集通知等の英訳を進めてまいります。

【補充原則 3 - 1 ③】**Explain**

上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。

特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。

人的資本や知的財産への投資等は、企業活動における経営資源の配分や事業ポートフォリオに関して重要な事項として取締役会で重視しておりますが、開示は実施しておりません。

なお、当社は、中期経営計画でサステナブル経営の推進を基本戦略として、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）において具体的な項目を設定し、取り組んでおります。

【原則 3 - 2. 外部会計監査人】**Comply**

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

- (1) 当社では、外部会計監査人は、専門的かつ独立した立場から開示情報を監査し、開示する財務情報に信頼性を担保する存在であり、情報の信頼性を株主や投資家に対して責務を負っているものと認識しています。
- (2) 当社は、外部会計監査人に対して開示情報の信頼性を担保し得る専門性と独立性を求めるとともに、外部会計監査人の適正な監査が行えるよう監査役会や経理部門等と連携のうえ、適正な監査計画に基づく適切な監査体制を確保するよう努めております。

【補充原則 3 - 2 ①】

Comply

監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
- (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

- (i) 監査役及び監査役会は、会計監査人の総合的な職務遂行能力、指導力、改善提案能力などが適切であるかを検討するとともに、業務執行部門から会計監査人の職務執行状況全般に関して意見を聴取し、総合的に評価を行っております。
- (ii) 加えて、監査方針、過去の業務実績等について慎重に検討し、独立性、専門性を確認しております。

【補充原則 3 - 2 ②】

Comply

取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- (ii) 外部会計監査人から C E O ・ C F O 等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保
- (iii) 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
- (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

- (i) 当社は、情報の正確性の担保を重要視しており、外部会計監査人による高品質な監査を可能とすべく十分な監査時間の確保に努めております。
- (ii) 当社は、外部会計監査人の要請に基づき、代表取締役をはじめ各取締役等の経営陣との面談の時間を確保することとしております。
- (iii) 当社では、監査役と外部会計監査人との定期的な会合による積極的な意見及び情報の交換のほか、監査役会や経理部門等との十分な連携を確保し、効率的な監査を実施するよう努めております。
- (iv) 監査役を中心に必要な調査を行い、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、必要な是正措置を行う体制としています。

第4章 取締役会等の責務

【基本原則4】

Comply

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

- (1) 当社は、効率的な経営・執行体制の確立を図るため、事業規模を鑑み、監査役会設置会社として、株主総会、取締役会、監査役会のほか、会計監査人を置いております。
- (2) 取締役会は取締役7名、監査役会は監査役3名により構成されており、会計監査人は城南監査法人としております。
- (3) 取締役会は、原則として毎月1回開催し、定款や法令で定められた事項のほか、経営に関する重要事項についての審議・決定を行っております。
- (4) 執行役員制度の導入により、取締役会で決定された業務執行事項を業務執行取締役や執行役員が行うことで、業務執行機能と監査機能の強化に努めております。
- (5) 社外取締役2名、社外監査役2名を選任することで、企業価値の向上と社外の視点による中立的な監視機能を強化するとともに取締役の任期を1年とし、定時株主総会において毎年株主の選任を受けることにより経営の透明性を確保しております。

【原則 4 - 1. 取締役会の役割・責務(1)】

Comply

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

取締役会では、当社の経営戦略や経営計画等の基本方針等について、社外役員を交え、自由な意見交換のもとで議論をしています。また、当社の事業推進に当たり、対処すべき事業課題について、その対処方法等についても検討しております。

【補充原則 4 - 1 ①】

Comply

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

取締役会では、法令及び定款に定められた事項のほか、取締役会規定に基づき経営に関する方針や重要事項の意思決定を行っております。なお、当社では職務権限一覧により、取締役会、取締役、部門責任者等の権限を明確に定めております。

【補充原則 4 - 1 ②】

Comply

取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。

- (1) 中期経営計画が、株主に対する重要なコミットメントであることを認識しております。
- (2) 当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促進するため、2022年5月に開示しました中期経営計画2024を見直しした中期経営計画2025（ローリング版）を2023年6月に開示しました。
- (3) 中期経営計画の進捗状況の説明はもちろんのこと、仮に目標が未達成に終わった場合にはその原因や対応内容を十分に分析し、株主の皆様の説明を行うとともに、次期以降の計画へ反映させてまいります。

【補充原則 4 - 1 ③】

Comply

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者（CEO）等の後継者計画（プランニング）の策定・運用に主体的に関与するとともに、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、適切に監督を行うべきである。

当社は、経営理念及び中長期的な経営戦略を踏まえて、最高経営責任者等の後継者候補の育成に取り組んでおります。取締役会は、後継候補者の育成状況を積極的にウォッチし、取締役会で個々に報告を求める等により育成が十分な時間と資源をかけて効果的に行われているかを適切に監督しております。

【原則 4 - 2. 取締役会の役割・責務(2)】

Comply

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的风险を反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

- (1) 取締役会は、経営陣幹部からの提案を会社の持続的な成長に不可欠なものとして随時受け付け、経営理念に基づき、多面的な検討を行った上で採択を実施しております。
- (2) 業務を執行する取締役および執行役員は、取締役会の決定並びに社内規定に基づき、担当業務分野の実施責任を負うとともに、関係部署との協調、取締役会及び取締役との十分な連携を行っております。
- (3) 業務を執行する取締役および執行役員の報酬については、会社の業績および各個人の業務評価を反映した支給基準を定めておりますが、中長期的なインセンティブは導入しておりません。

【補充原則 4－2①】

Comply

取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。

- (1) 業務を執行する取締役および執行役員の報酬については、「取締役報酬等決定基準」「執行役員規程」「執行役員賞与基準」等にて、会社の業績および各個人の業務評価を反映した支給基準を定めております。なお、役員報酬に関しては、有価証券報告書、招集通知にて公開しております。
- (2) 取締役（社外取締役を除く）の報酬は、定額の月額報酬と業績連動報酬として、単年度の賞与で構成されており、株主総会で承認された限度額の範囲内で、取締役会より代表取締役社長に一任しております。
- (3) 株式報酬制度については、取締役会で議論を重ねるとともに適格を十分に検討する必要があると考えており、現在導入はしておりません。

【補充原則 4－2②】

Comply

取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべきである。

また、人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべきである。

当社は、中期経営計画でサステナブル経営の推進を基本戦略として、「経営理念のもと、すべてのステークホルダーに配慮し、サステナブル（ESG、SDGs）経営を推進することにより、自らの成長と持続可能な社会の実現に貢献し、企業価値の向上を目指す」ことを基本的な方針として策定しております。

なお、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）において具体的な項目を設定して取り組んでおり、取締役会で進捗状況を注視しております。

【原則 4－3．取締役会の役割・責務(3)】

Comply

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。

更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

- (1) 当社は、取締役会に社外取締役を 2 名選任し、社外の中立・公正的な視点にて積極的な提言を頂くことで、監視機能の強化と公正かつ透明性の高い取締役評価に努めており、選任にあたっては役割に応じた必要な知見、専門知識、経験則を基本としております。
- (2) 適時かつ的確な情報開示が行われるよう監督を実施するとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備し、利益相反取引の管理につきましては、【原則 1-7】に記載しております。

【補充原則 4－3①】

Comply

取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべきである。

取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、社外取締役の社外の中立・公正的な視点による評価も踏まえつつ、職務経験や識見、専門知識、会社業績への貢献度などを総合的に勘案のうえ、選定しております。

【補充原則 4－3②】

Comply

取締役会は、CEO の選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続に従い、十分な時間と資源をかけて、資質を備えた CEO を選任すべきである。

取締役会は最高経営責任者の選解任につきまして、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るうえで最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、社外取締役の中立・公正的な視点による評価、並びに職務経験や識見、専門知識、会社業績への貢献度などを総合的に勘案のうえ、選定しております。

【補充原則 4－3③】

Comply

取締役会は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、CEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合に、CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続を確立すべきである。

取締役会は、最高経営責任者が法令や定款に違反した場合や、会社業績等の適切な評価を踏まえて企業価値を著しく損なう恐れを生じさせた場合など、客観的に解任が相当と考えられる事態が発生した際には、社外取締役及び社外監査役の出席する中立・公正的な視点のもと、取締役会において十分に審議のうえ、解任の適否を判断しております。

【補充原則 4－3④】

Comply

内部統制や先を見越した全社的なリスク管理体制の整備は、適切なコンプライアンスの確保とリスクテイクの裏付けとなり得るものであり、取締役会はこれらの体制を適切に構築し、内部監査部門を活用しつつ、その運用状況を監督すべきである。

- (1) 当社のコンプライアンスや財務報告に係る内部統制・リスク管理体制の整備に係る実務は、「コンプライアンス規程」「内部統制規程」「内部監査規程」に基づき内部監査室および総務課が行っております。また、当社のリスク管理体制は、「リスク管理規程」により定められております。
- (2) 当該規程に基づき当社の事業活動に係るリスクに対し、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクを未然に認知・評価し、これを可能な限り排除・軽減して、経営の一層の安定に努めております。なお、取締役会はリスク・コンプライアンス委員会並びに内部監査部門から適時報告を受け、全社的な運用状況等の管理・監督を行っております。

【原則 4－4． 監査役及び監査役会の役割・責務】

Comply

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、監査役・外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

当社の監査役会は社外監査役2名を含めた3名で構成されており、独立した立場で監査役会としての責務を十分に果たすと考えております。また、各監査役は、監査業務、経営管理、投資、財務、会計に関する相当程度の知見を有しており、それらを活かして、取締役会にて広範な視野より、積極的に意見、提言しております。

【補充原則 4－4 ①】

Comply

監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

- (1) 当社は、監査役の中から常勤監査役 1 名を選定し、経営陣幹部と常時意見交換できる体制とするとともに、常勤者として監査の環境の整備及び社内の情報の積極的な収集に努め、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証しております。
- (2) 常勤監査役は取締役会に加え、経営会議、事業部会議等の業務執行に関する重要な会議に出席するとともに、各組織への往査を積極的に実施し、これらによって得られた情報を適宜、他の監査役にフィードバックしております。

【原則 4－5．取締役・監査役等の受託者責任】

Comply

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。

当社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任の重要性を認識し、会社と株主共同利益のために適切に行動することを心がけております。また、株主をはじめとするステークホルダーに対して、当社の経営状況等を当社ホームページでの情報発信やIR活動における直接の対話等を通じて提供し、理解を得るべく努めております

【原則 4－6．経営の監督と執行】

Comply

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

当社の取締役会は、社外取締役 2 名を含む 7 名の取締役により構成されており、社外取締役による社外的な視点と独立した立場で客観的で広範かつ高度な視野から取締役会において積極的に意見、提言し、当社の経営に反映しております。

【原則 4－7．独立社外取締役の役割・責務】

Comply

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

- (i) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- (ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- (iv) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

当社の独立社外取締役は、企業経営における豊富な経験と高い見識を活かし、当社の経営方針や経営計画に対する意見と指摘、業務執行や利益相反の監督等を行っており、企業統治の実効性を高める機能を担うとともに、公正かつ客観的な立場から適切な意見・助言を行っております。

【原則 4－8．独立社外取締役の有効な活用】

Comply

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも 3 分の 1（その他の市場の上場会社においては 2 名）以上選任すべきである。

また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社（その他の市場の上場会社においては少なくとも 3 分の 1 以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社）は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。

- (1) 現在、独立社外取締役は、取締役 7 名のうち 2 名を選任しております。独立社外取締役は、各取締役や監査役、経営陣等と積極的に意見交換を行っており、当社の独立社外取締役としての責務を十分に果たすものと考えます。
- (2) 当社を取り巻く環境の変化や持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を踏まえ、必要に応じて十分な人数の独立社外取締役を選任してまいります。

【補充原則 4－8①】

Comply

独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的を開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。

独立社外取締役は、随時、社外監査役を交えた社外役員との会合を開催して、独立した客観的な立場に基づく意見交換や認識の共有に努め、取締役会の議論に積極的に貢献しております。

【補充原則 4－8②】

Comply

独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

当社の独立社外取締役は、2025年6月24日付で互選により筆頭独立社外取締役を選定し、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携を円滑に行っております。

【補充原則 4－8③】

Explain

更新

支配株主を有する上場会社は、取締役会において支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を少なくとも3分の1以上（プライム市場上場会社においては過半数）選任するか、または支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置すべきである。

2025年6月24日の定時株主総会において取締役を1名増員したため、独立社外取締役は、取締役7名のうち2名となりました。また、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会等の設置はしていませんが、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為に対しては、独立社外取締役は客観的な視点と見地から積極的に意見を述べており、取締役会としては活発な議論とともに、厳格な審議、検討を行っております。

【原則 4－9．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

Comply

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

社外取締役は、取締役会全体において独立性の確保が期待できる構成とし、その独立性については東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に基づき判断しております。

また、選任にあたっては、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、当社の経営理念に共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動できることを考慮しております。加えて、会社経

営等の経験やコンプライアンス等の専門分野における深い見識を有していることを考慮しております。

【原則 4 - 10. 任意の仕組みの活用】

Comply

上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

当社は、取締役会の監督機能を強化して、コーポレートガバナンスの一層の充実と企業価値の向上を図ることを目的として、監査役会設置会社の機関設計を選択しております。

また、経営に関する機能分担を明確にして、権限委譲による意思決定と業務執行の迅速化を図るため、実務役員会の設置と執行役員制度を導入しております。

【補充原則 4 - 10①】

Explain

上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名（後継者計画を含む）・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名委員会・報酬委員会を設置することにより、指名や報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、これらの委員会の適切な関与・助言を得るべきである。

特に、プライム市場上場会社は、各委員会の構成員の過半数を独立社外取締役とすることを基本とし、その委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等を開示すべきである。

当社は監査役会設置会社であり、独立社外取締役は2名で取締役会の過半数に達しておりますが、社外取締役を含む取締役会、社外監査役を含む監査役会において、社外取締役および社外監査役による積極的な意見交換が行われており、統治機能は十分に働いていると考えております。また、経営陣・取締役の選解任および報酬などの重要な事項を検討するための独立した諮問委員会等の設置はありませんが、取締役会において独立社外取締役を含めた全取締役の適切な関与・助言を得たうえで決定しております。

【原則 4－11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

Comply

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

当社の取締役会は、ジェンダーや国際性、職歴、年齢にとらわれることなく、当社の各事業分野に精通した各取締役と企業経営における豊富な経験と知識を有し、新規事業の高い遂行能力とマネジメント能力、豊富な人脈を備えた社外取締役を含めた7名で構成されており、求められている役割・責務を実効的に果たしております。

また、当社の監査役会は、常勤監査役1名、上場企業における代表取締役並びにモバイル業界の幅広い経験と監査役として財務・会計の知識を相当程度有する社外監査役2名で構成されており、職務遂行に十分な知見を有し、多様な観点から監査・監督を行っております。

【補充原則 4－11①】

Explain

取締役会は、経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定した上で、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有するスキル等の組み合わせを取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。その際、独立社外取締役には、他社での経営経験を有する者を含めるべきである。

各取締役の知識、経験、能力等を一覧化したスキル・マトリックスを開示しておりませんが、取締役は役割に応じた必要な知見、専門知識、経験を有する者であり、かつ人格に優れた者であることを指名にあたっての基本とし、独立社外取締役を構成員に含む取締役会において十分検討を行った上で、選解任の決定をしております。

また、独立社外取締役には、他社での経営経験を求める資質の一つとしております。

【補充原則 4－11②】**Comply**

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

取締役が他社の取締役・監査役に就任するに当たっては、当社の取締役としての業務執行への影響などの観点から取締役会で審議し、承認を得ております。なお、取締役・監査役の重要な兼職については、当社ホームページ会社概要の「役員一覧」をご参照ください。

URL：<https://www.kccnet.co.jp/company/>

【補充原則 4－11③】**Explain**

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

取締役会において、業務執行取締役からの独立性を確保した社外取締役は、取締役 7 名のうち 2 名です。社外監査役 2 名を含めた社外役員からの多くの質問・指摘を受け、活発な議論が行われており、取締役会の実効性が確保されているものと認識しています。取締役会全体の実効性を実質的に分析・評価することは困難であり、制度化し、その結果の概要を開示することは、各役員が忌憚なく議論を行うことの阻害要因となるおそれもあります。

現時点においては、生産的な議論が行われ、取締役会の実効性が確保されていることから、取締役会全体の実効性を分析・評価し、その結果の概要を開示することは実施しておりません。

【原則 4－12. 取締役会における審議の活性化】**Comply**

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。

取締役会では、独立社外取締役を含めた全ての取締役がそれぞれ有する経験や知識に基づき、積極的にかつ自由闊達な意見交換による建設的な議論を行っており、また必要に応じて積極的な改善提案等を行っております。

【補充原則 4－12①】

Comply

取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。

- (i) 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること
- (ii) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が（適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で）提供されるようにすること
- (iii) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
- (iv) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
- (v) 審議時間を十分に確保すること

- (1) 当社は、予め取締役会の年間開催スケジュールを策定し、取締役および監査役が出席しやすい状況の確保に努めるとともに、必要に応じて臨時取締役会等を開催しております。
- (2) 取締役会の資料は事前に 取締役会出席者へ配布するほか、必要に応じ、取締役に対し十分な情報が提供されるよう努めております。
- (3) 事前に付議事項を吟味して、審議時間を十分に確保するよう努めております。

【原則 4－13. 情報入手と支援体制】

Comply

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報を入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。

取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

取締役は、その役割・責務を実効的に果たすために必要な情報について、関連部門に対し情報提供を求め、各部門は要請に基づき必要な情報を速やかに提供するものとしております。

監査役については、情報・資料の提供要請や監査役が重要と判断する会議等への出席が保障されるとともに、監査役が求める詳細な調査に関しては内部監査部門と連携して実施しております。

【補充原則 4 - 13①】

Comply

社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果断な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。

取締役は、取締役会に上程された議案に限らず、必要に応じて、議案の上程部門や担当取締役に對して追加の情報を求め、迅速かつ果断な意思決定に資する情報を適宜取得できるようにしております。

監査役は、それに加えて内部監査部門と連携し、監査を行うために必要な情報収集を行うとともに、常勤監査役を中心として、執行部門への情報を求めるものとしております。

【補充原則 4 - 13②】

Comply

取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすため、各分野の専門的な見識を得る必要が生じた場合には、顧問弁護士・外部専門家等の活用が保障されており、その費用は会社が負担しております。

【補充原則 4 - 13③】

Comply

上場会社は、取締役会及び監査役会の機能発揮に向け、内部監査部門がこれらに対しても適切に直接報告を行う仕組みを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

内部監査部門は、取締役、監査役と適宜情報交換を行い、連携を図っております。

また、社外を含む取締役・監査役が会社の情報を必要とする場合には、総務課のほか適宜各部門が情報提供・協力・支援する体制を整えております。

【原則 4 - 14. 取締役・監査役のトレーニング】

Comply

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。

社外を含む取締役及び監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために研修・外部セミナー等へ積極的に参加しており、日々、経営に必要な知識や時勢に応じた新しい知識の習得・研鑽に努めております。

また、必要となる費用は会社が負担する体制を整えております。

【補充原則 4 - 14①】

Comply

社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。

取締役及び監査役に就任時また就任後においても、会社経営上の意思決定に必要な広範な知識や業務遂行に求められる知識習得のため、経営陣幹部より、経営戦略、事業・財務・組織等に関する説明および意見交換を行い、当社への理解を深められるようにしております。

【補充原則 4 - 14②】

Comply

上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

- (1) 当社は、取締役および監査役が、その役割・責務（法的責任を含む）を果たすため、会社法関連法令、コーポレートガバナンス、ならびに必要とされる知識の習得などの研修等を実施するほか、各取締役および監査役が個別に必要とするトレーニングの機会の提供およびその費用の負担を行っております。
- (2) 社外取締役および社外監査役に当社についての理解を深めてもらうため、就任時に会社概要ならびに事業内容等に関する説明と意見交換を実施するとともに、全社方針発表会、実績発表会、当社の事業場や展示会の見学等を実施しております。

【基本原則5】

Comply

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

当社は、株主との積極的な対話を通じて、経営方針や成長戦略等を理解し支持していただけるよう努めており、またご意見を真摯に受け止め、経営に反映させることが持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するために重要であると認識しております。

また、持続的な成長を果たすことが、株主や機関投資家、取引先、従業員などのステークホルダーの皆様の期待にお応えすることになると考えております。

【原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】

Comply

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

- (1) 当社は、株主との対話が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するようIR担当部門である総務課を中心に活動し、主要な株主には、執行役員も面談を実施することとしております。面談を行うにあたっては、当社が定める「ディスクロージャーポリシー」に従い、社内関係部門と連携しながら、インサイダー情報その他の重要情報の管理徹底に努めております。
- (2) マスコミ、アナリストおよび機関投資家（株主を含む）からのご質問や面談依頼に対しては積極的に対応を行っております。IR活動をとおして把握した株主、マスコミ、アナリスト等の意見などは、都度、執行役員等にフィードバックし、取締役会においても報告しております。

当社ホームページ上のIR情報「ディスクロージャーポリシー」

URL：<https://www.kccnet.co.jp/ir/risk.html>

【補充原則 5 - 1 ①】**Comply**

株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部、社外取締役を含む取締役または監査役が面談に臨むことを基本とすべきである。

当社のIR活動は総務課が行っており、対話（面談）の申込みに対しては、株主や投資家の意向を踏まえた上で合理的な範囲で、経営陣幹部、社外取締役を含む取締役または監査役が適宜対応しております。

【補充原則 5 - 1 ②】**Comply**

株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

- （i）株主との対話全般について、下記（ii）～（v）に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
- （ii）対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
- （iii）個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会やIR活動）の充実に関する取り組み
- （iv）対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
- （v）対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

- （i）株主との対話（面談）及びIR活動は管理業務全般を管掌する執行役員が担当しており、経営陣と連携しこれを統括しております。
- （ii）株主との建設的な対話を促進するに当たっては、人事総務、財務・経理、法務等の社内各部署と有機的な連携を図っております。
- （iii）株主との対話（面談）以外に投資家からの電話照会や機関投資家・アナリスト等とのワンオンワンミーティングを積極的に行い、経営陣幹部または取締役と連携して対応を行っております。
- （iv）対話等を通じて把握した株主の意見等はIR活動・広報作成に活かすほか、必要に応じて取締役会に報告し、経営に活用しております。
- （v）対話の促進にあたっては、インサイダー情報に抵触しないよう、当社の現況や経営戦略などについて十分留意したうえで、事に臨んでおります。

【補充原則 5 - 1 ③】

Comply

上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。

当社は、株主名簿管理代行機関から半期及び期末に株主名簿上の名義株主の情報を入手し、同時に実質株主の把握に努めております。

【原則 5 - 2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

Comply

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人的資本への投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

- (1) 当社は、資本コストを勘案した中長期的な経営戦略を策定し、持続的成長と企業価値の向上を目的に成長力・収益力等に関する指標を開示し、達成のための具体的施策等を株主総会や決算説明会等において説明しております。
- (2) 当社の業績、社会情勢、経済情勢等の変化を踏まえ事業ポートフォリオや経営資源の配分等の見直しを適宜行い、経営戦略等に変更が生じた際には、株主総会や決算説明会等において説明を行うこととしております。

【補充原則 5 - 2 ①】

Comply

上場会社は、経営戦略等の策定・公表に当たっては、取締役会において決定された事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況について分かりやすく示すべきである。

当社は、経営戦略等、重要な情報の公表に当たりまして、各事業ポートフォリオの状況を踏まえ、分かりやすい表現にて公表すべく努めております。